

木造家屋建築工事業における 労働災害防止について



令和8年5月26日

大曲労働基準監督署

1 労働災害発生状況について

(1) 秋田県内における労働災害発生状況について

年別	令和6年 確定値		令和7年 確定値		休業4日以上 前年増減	
災害別 業種別	死亡	休業4日 以上	死亡	休業4日 以上	【件】	【%】
全産業	9	1,064	13	1,108	+44	+4.1
建設業	6	180	5	197	+17	+9.4
土木工事業	2	54	4	74	+20	+37.0
建築工事業	4	93	1	91	-2	-2.1
鉄骨鉄筋	1	18	0	15	-3	-16.6
木造建築	1	46	1	45	-1	-2.1
その他の建設	0	33	0	32	-1	-3.0



新型コロナウイルスによるものを除く

(2) 令和7年に発生した死亡災害について

	署別	発生日	業種	年齢経験 (年以上 年未満)	事故の型	起因物	発生状況
1~3	秋田	3月	上下水道 工事業 (3-1-10)	40歳代 (20~30年) 20歳代 (10~20年) 60歳代 (30年以上)	おぼれ、有害物 等との接触	異常環境等	下水道管渠補修工事現場において、労働者1名がマンホール内で下水道管圧送のバルブ補修作業を行っていたところ、急に意識を失い倒れたため、救助しようとして労働者2名がマンホール内に入ったが同様に意識を失い、3名とも被災した。
4	秋田	8月	木造家屋建築 工事業 (3-2-2)	40歳代 (10~20年)	墜落・転落	足場	住宅の屋根、外壁の塗装工事において、屋根の破風部分を塗装するため足場の端部からメッシュシートを外して身を乗り出すようにして塗装していたところ、約6メートル下の地面に墜落した。
5	大館	10月	上下水道 工事業 (3-1-10)	30歳代 (5~10年)	崩壊、倒壊	地山、岩石	道路に敷設された送水管を切り替えるため、ドラグ・ショベルで掘削(幅4.1メートル、長さ1.8~3.7メートル(L字型)、最大深さ2.3メートル)し、被災者が床掘作業のため工具(ジョレン)を持ち掘削箇所内に立ち入り作業を行っていたところ、土砂崩壊により被災した。

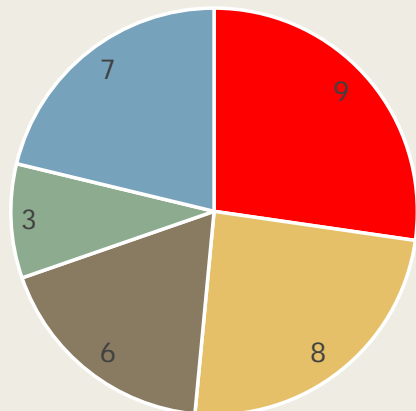
(3) 大曲署管内における労働災害発生状況について

年別	令和6年 確定値		令和7年 確定値		休業4日以上 前年増減	
災害別 業種別	死亡	休業4日 以上	死亡	休業4日 以上	【件】	【%】
全産業	3	142	2	134	-8	-5.6
建設業	0	24	0	33	+9	+37.5
土木工事業	0	7	0	15	+8	+114.2
建築工事業	0	13	0	13	±0	±0
鉄骨鉄筋	0	3	0	1	-2	-66.6
木造建築	0	9	0	6	-3	-33.3
その他の建設	0	4	0	5	+1	+25.0

新型コロナウイルスによるものを除く

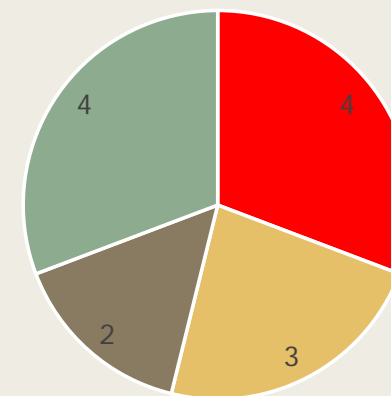
(4) 令和7年の大曲署管内における建設業の災害発生動向について 6

建設業全体



- 墜落2メートル未満
- 墜落2メートル以上
- はさまれ・巻き込まれ
- 転倒

建築工事業



- 墜落2メートル未満
- 墜落2メートル以上
- 切れ・こすれ
- その他

建設業全体、建築工事業どちらも**墜落災害が半数を占めている**

2メートル以上からの墜落は休業日数が**最長で6か月、最短4週間、平均が93.5日**

墜落は足場、屋根からのほか作業台、移動はしご、脚立も起因物となっている

墜落災害に関しては他の災害と比べても死亡災害につながりやすいことから、**安易に移動はしごや脚立を使用せず足場を組むこと**、また足場を組んだら**手すりや中さんの着脱状況を必ず確認すること**

足場を組むことになった場合、その分の費用がかかるが、発注者に対して死亡災害の危険性を示し、丁寧な説明をして理解してもらうことが必要

(5) 労働者死傷病報告について

- 労働災害が原因で休業した場合、死傷病報告の提出が必要
- 1か月以内に提出することが必要(法律上は遅滞なく)
- 現在は原則電子申請が義務化となっている



労働災害が発生した場合、監督署で行う現場調査や呼出調査の対応があったり、労災保険の手続きをしたりと手続きが沢山あるが、労災かくしは**絶対ダメ！！**



- ・ 災害の発生原因が究明できなくなり、また同じような災害が発生する可能性がある
(第三者から見ればまた違う視点で対策を考えることができる場合もある)
- ・ 労災かくしが明るみとなった場合、書類送検される
(実際に書類送検され、有罪が確定し、罰金を支払った事件が何件もある)

2 第14次労働災害防止計画について

(1) 第14次労働災害防止計画について

計画の目標と期間

計画の目標

秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、指標(アウトプット指標、アウトカム指標)を定め、計画期間内に達成することを目指す

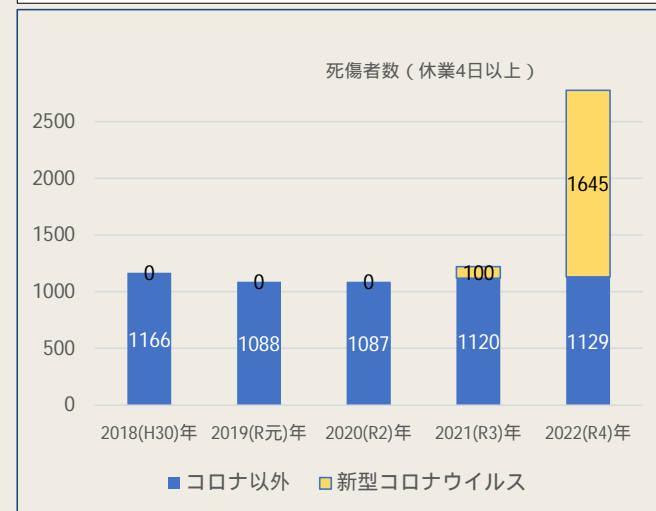
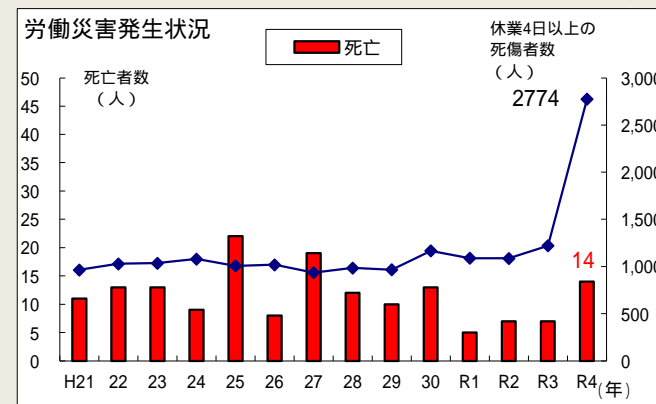
計画期間

2023年4月1日～2028年3月31日

アウトカム指標の達成による労働災害減少目標

死亡災害 : 2022年と比較して、2027年までに5%以上減少

死傷災害 : 2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少



令和4年は速報値(令和5年1月末)

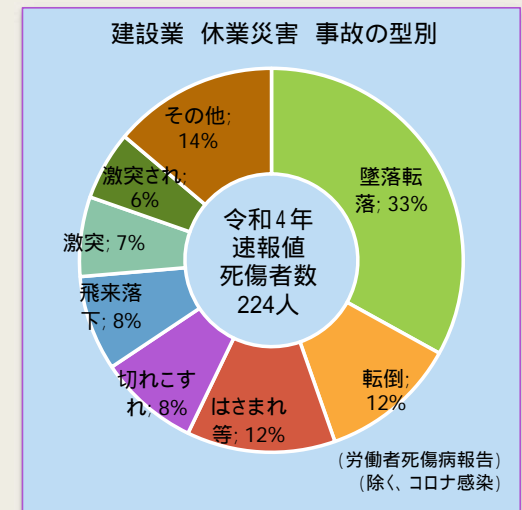
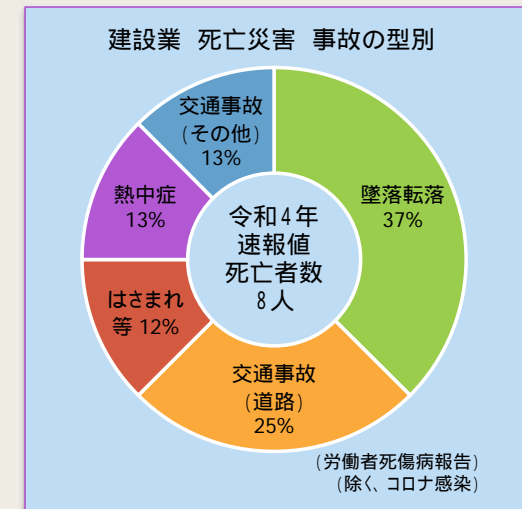
(2) 14次防について(建設)

重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)

現状と施策の方向性

- ◆ 建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」(令和4年10月28日公表)を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ◆ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ◆ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年12月16日法律第111号)に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ◆ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

建設業労働災害発生状況



(3) 14次防について(建設)

アウトプット指標

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。



アウトカム指標

- ・ 建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。



具体的取組事項

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの周知について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- ・ 熱中症及び騒音障害防止に係る対策について、各ガイドラインに基づく指導を実施する。
- ・ 建設工事関係者との連絡会議を開催し、安全衛生に配慮した発注等について協議する。



(4) リスクアセスメントについて

- リスクアセスメントは「**危険の芽**」を摘み取るための安全活動。
- 災害に結び付くかもしれない危険の芽を見つけて、その「**危険の芽**」を事前に摘み取る。
- 他にも「**危険の芽**」を事前に摘み取るための方法として、ヒヤリハット活動、KYなどがある。

■ リスクアセスメントの効果

職場にどのような危険があるか明確になる

作業ごとに危険の程度(リスク)が評価され、災害防止に取り組むべき優先度が明確になる

リスク低減の取組を実施した場合、リスク低減の効果が明確になる

より災害が起きにくく、起きても被災の程度が軽度で済む安全度の高い職場が実現する

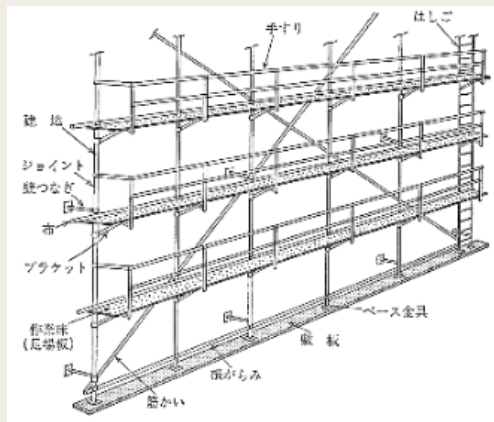
事業場全体として取り組むので、安全に対する意識が高まり、危険の感受性も高まる

3 足場の使用について

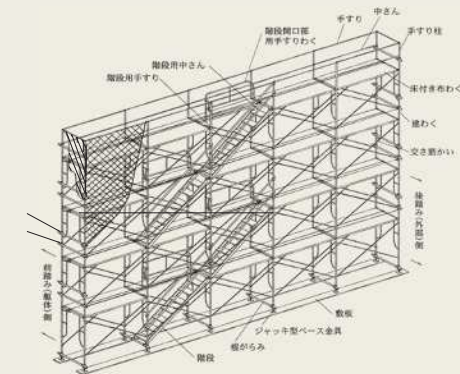
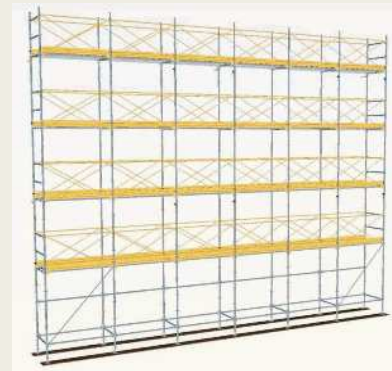
(1) 足場に関する改正内容について

1 一側足場の使用範囲を明確化

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している()ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所(幅が1メートル以上の場所)においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



((一社)仮設工業会より提供)



((一社)仮設工業会より提供)

()令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

(2) 足場に関する改正内容について

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場(つり足場を含む。以下同じ。)からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項(現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容)に、当該点検者の氏名を追加するもの。

4 施行日等

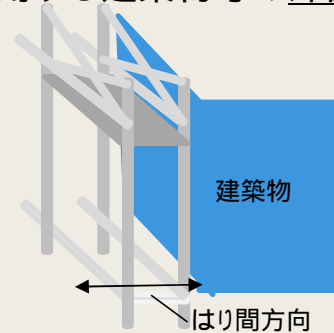
公布日:令和5年3月14日

施行期日:1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

(3) 足場に関する改正内容について

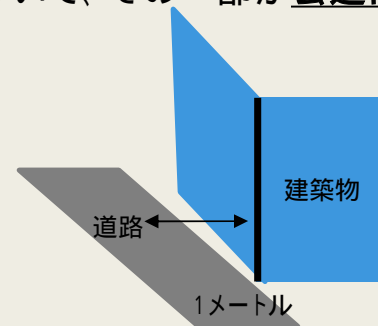
1 「幅が1メートル以上の箇所」について

足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル。



例外について

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合等は、「幅が1メートルの箇所」に含まれない。



事業者が行うべきこと

足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートルの箇所」を確保すべきもの。

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

(4) 足場に関する改正内容について

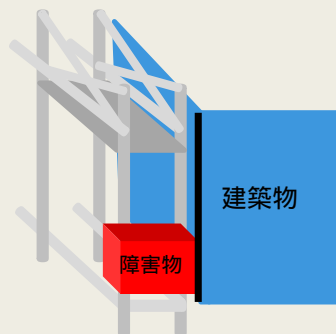
2 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1メートル以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合のこと。

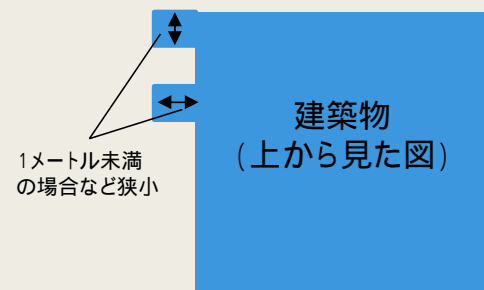
具体例

注: 図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

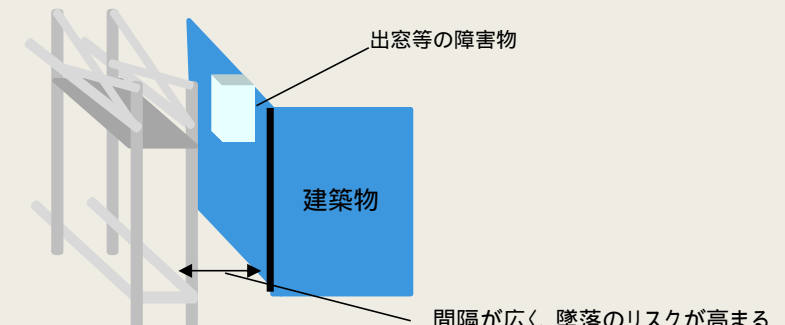
- ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時。



アの例



イの建築物の例



エの例

3 その他

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。

建築物と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

(5) 足場に関する改正内容について

足場の点検時の点検者の指名の義務付けについて

点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行うこと。

安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者(=組立て等後の点検の点検者)については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者が望ましいこと。

足場の点検に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」(推進要綱別添)を活用することが望ましいこと。

足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のものとすること。

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

点検項目	点検内容	点検結果	対応状況	備考
1. 組立て等後、点検者の氏名を記録し、記録簿に記入すること。				
2. 組立て等、解体作業の安全確保、事故防止等の教育を実施すること。				
3. 組立て及び解体作業の安全確保、事故防止等の教育を実施すること。				
4. 作業中の安全確保、事故防止等の教育を実施すること。				
5. 作業中の安全確保、事故防止等の教育を実施すること。				
6. 作業中の安全確保、事故防止等の教育を実施すること。				
7. 作業中の安全確保、事故防止等の教育を実施すること。				
8. 作業中の安全確保、事故防止等の教育を実施すること。				
9. 作業中の安全確保、事故防止等の教育を実施すること。				
10. 作業中の安全確保、事故防止等の教育を実施すること。				

足場の種類別点検チェックリスト

4 石綿対策について

(1) 石綿事前調査のポイントについて

- 事前調査は、設計図書などの文書及び目視による方法
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務（石綿が使用されているものとみなしてばく露防止措置を講ずれば分析は不要）

Point !

- ▶ 「目視」とは目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報を確認すること
- ▶ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ▶ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
 - 木材、金属等の石綿が含まれていないことが明らかなものの工事
 - 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修工事

(2) 石綿事前調査の報告について

令和4年4月1日からは
石綿事前調査結果について
監督署と自治体への報告が必要となっています

【報告対象となる工事】

1. 建築物の解体工事(解体作業対象の床面積の合計80 m²以上)
2. 建築物の改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))
3. 工作物の解体・改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))
4. 鋼製の船舶(総トン数20トン以上)の解体又は改修工事

4は監督署のみに報告が必要
施工場所を管轄する監督署や自治体に報告
(一覧表を参照して下さい)

石綿含有の有無にかかわらず報告が必要！！



(3) 石綿事前調査の資格要件について

石綿事前調査者の資格要件の開始時期

○建築物 令和5年10月～ ○工作物 令和8年1月～

◆工作物の中でも**特定工作物**に該当し、かつ、**ボイラー、圧力容器、焼却設備、配電設備**等の場合は**工作物事前調査**の資格を所有する者でなければ事前調査を行ってはいけません。

(建築物石綿含有建材調査者ではない)

◆現在秋田県内では、建設業労働災害防止協会秋田県支部と一般社団法人秋田県労働基準協会において、それぞれ月1回程度講習会を実施しております。



(4) 現場での石綿管理について

事前調査、事前調査の報告、事前調査の結果の掲示

作業計画の作成

湿潤にした状態での作業

作業主任者の選任

作業者に対する特別教育の実施

健康診断の実施 etc . . .

現場で確認される問題点として

現場内で喫煙をしている

飛散防止用のネットを設けていない

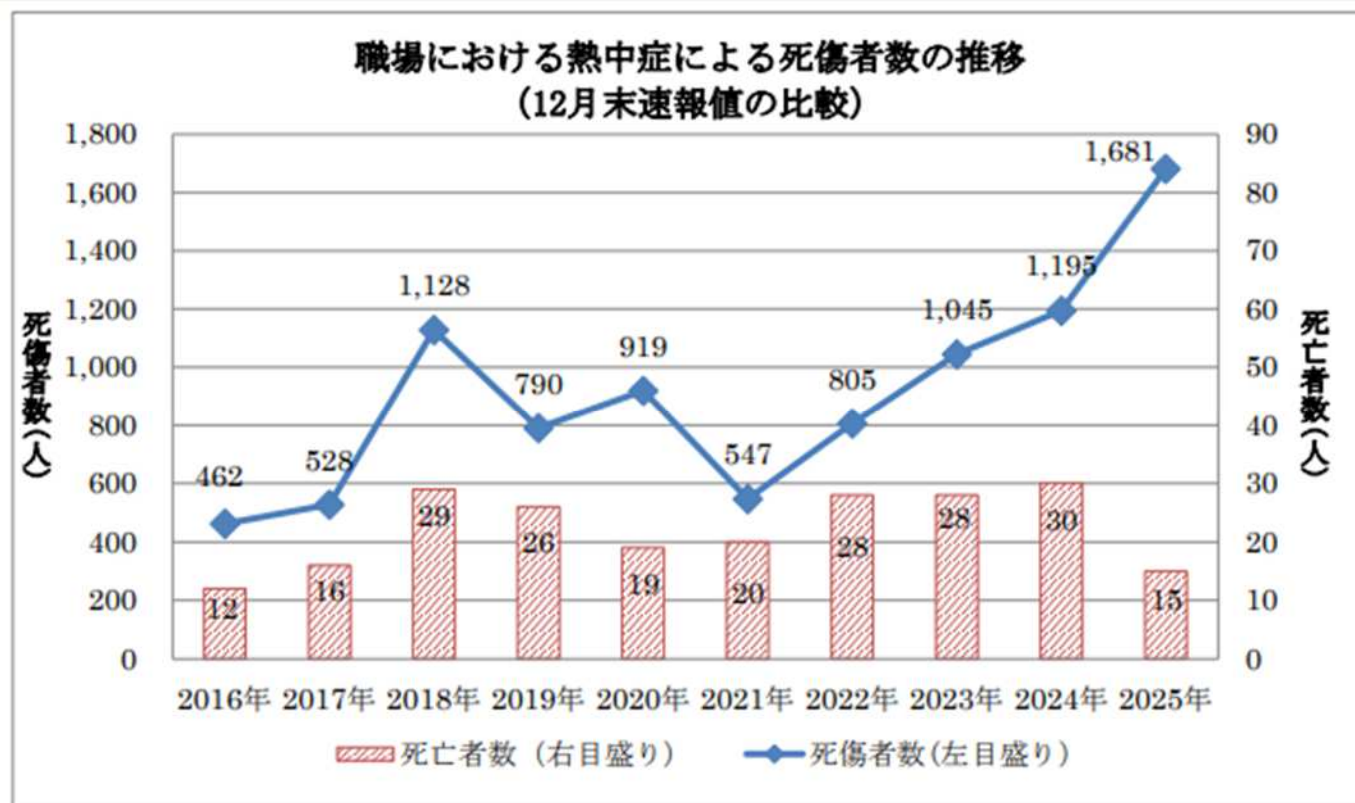
石綿みなしとしているにもかかわらず、各種対策を何ら講じていない

事前調査の掲示はされているが、内容が前の現場のままになっている

**現場で作業している労働者の健康を守ることはもちろん、
近隣住民や通行人の健康管理も含めた対応が必要**

5 熱中症対策について

(1) 職場における熱中症による死傷者数の推移



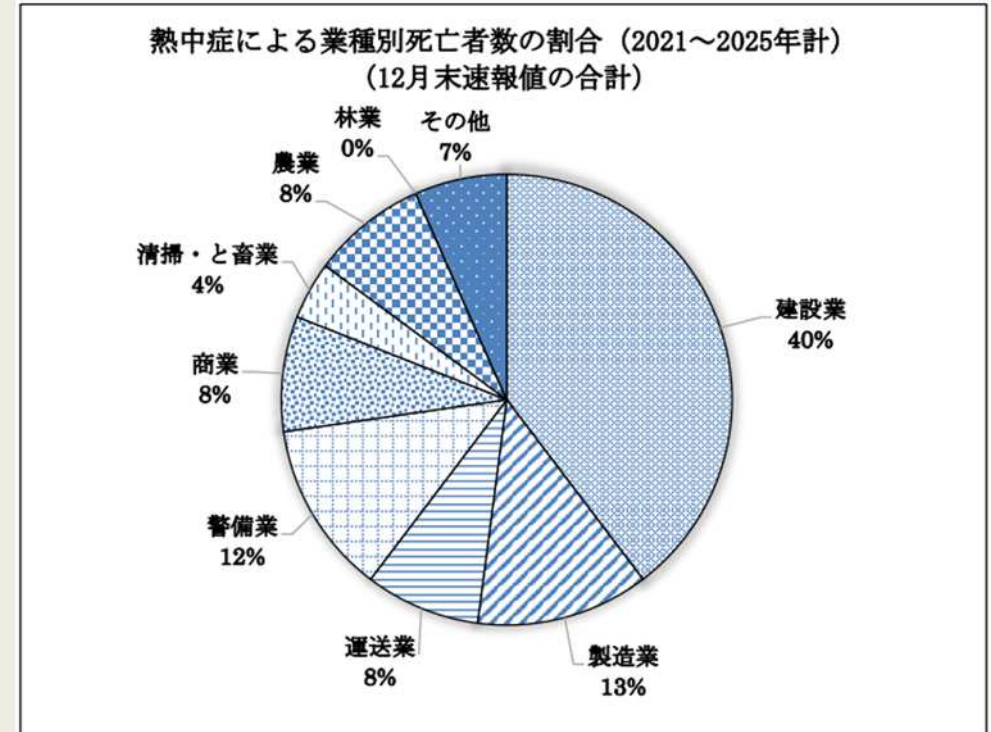
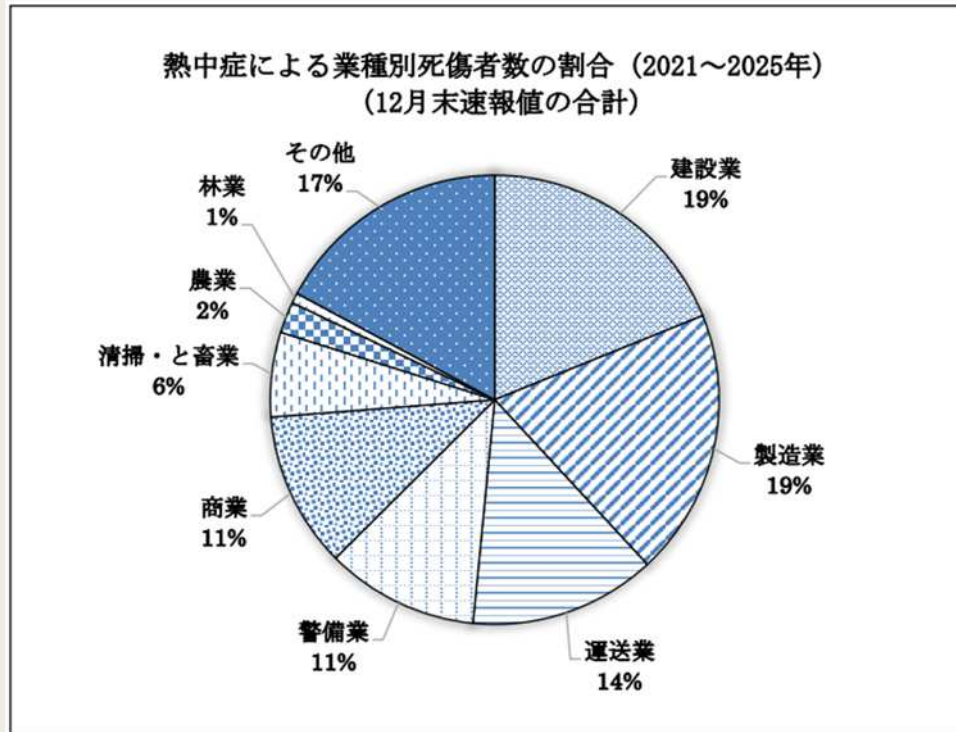
死傷者数について、過去10年の間最多となった

死傷者数について、2021年から増加傾向にある

死亡者数について、前年比50%減となった

昨年度の法改正を含めた対応が必要となってくる

(2) 業種別の発生割合について



建設業は死傷者数、死亡者数ともに全業種の中で最多を占めている(過去5年間の統計)
ここ数年に関しては死傷者数最多が製造業となっているが、死亡者数は最多となっている
全業種で死傷者数の増加傾向がある

(3) 熱中症予防対策について

➤ 体調の確認

前日の飲酒状況、朝食を食べたか、体調不良はないか？などの状況を聞いてみる。



➤ 積極的な水分・塩分補給

水分補給は、会社側でも補給時間を決めて摂取させる。



➤ 休憩場所の整備

体調変化があった場合は、無理せず休ませることと、可能であれば誰かが様子を見てあげる。



➤ WBGT値の把握

作業場所のWBGT値の把握と低減措置を図るため、測定器を備え付けてリアルタイムに対応できるようにしましょう。



➤ 緊急連絡体制の整備

体調不良者が発生した場合の緊急連絡体制を整え、万が一に対応できる訓練をしましょう。



過去の災害を見ても、具合が悪くなった当日は問題なかったが、後日になってから悪化したケースが多い
具合が悪くなり、すぐ回復したとしても病院を受診すること

体調が優れない作業者を一人にしないこと
万が一悪化した際の初期対応が重要

緊急連絡先や搬送先を確認しておくこと
有事の際も速やかに対応できるようにする

作業者の健康状態、持病を把握しておくこと

スポーツドリンクが糖尿病等を引き起こす可能性がある
(一般的なスポーツドリンクの場合、500mlあたり砂糖が約24g含まれており、スティックシュガー約8本分にも及ぶ)

(4) 熱中症予防対策について

- 熱中症対策について令和7年6月1日に大幅な改正あり

対象となる作業 **WBGTが28度以上**または**気温が31度以上**の環境下で、**継続1時間以上**
または**1日あたり4時間**を超えて行われることが見込まれる作業

具体的な改正内容

【体制整備】

熱中症の疑いがある作業者を発見した場合、
その旨を報告するための体制を整備すること


【手順の作成】

上記の対応に関し、緊急連絡先、緊急搬送先の連絡先
並びに必要な措置の内容及び手順を作成しておくこと

【関係者への周知】

上記、について周知すること、周知の方法は掲示、メール、口頭等

手順書の作成例は
秋田労働局HPに！！



6 改正労働安全衛生法の概要について

(1) 改正のポイントについて

1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象にした

(1) 混雑作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

混在作業場所において作業する個人事業者等を含む作業従事者に対しても
各種措置の義務対象とした **令和8年4月1日施行**

(2) 業務上災害報告制度の創設

個人事業者等の業務上災害が発生した場合、災害発生状況等について
報告すること(詳細は今後) **令和9年1月1日施行**

(3) 個人事業者等自身への義務付け

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、
安全装置がない機械の使用の禁止、 定期自主検査の実施、 危険・有害
な業務に就く際の安全衛生教育の受講の義務付けが課された **令和9年4月1日施行**

ETC...

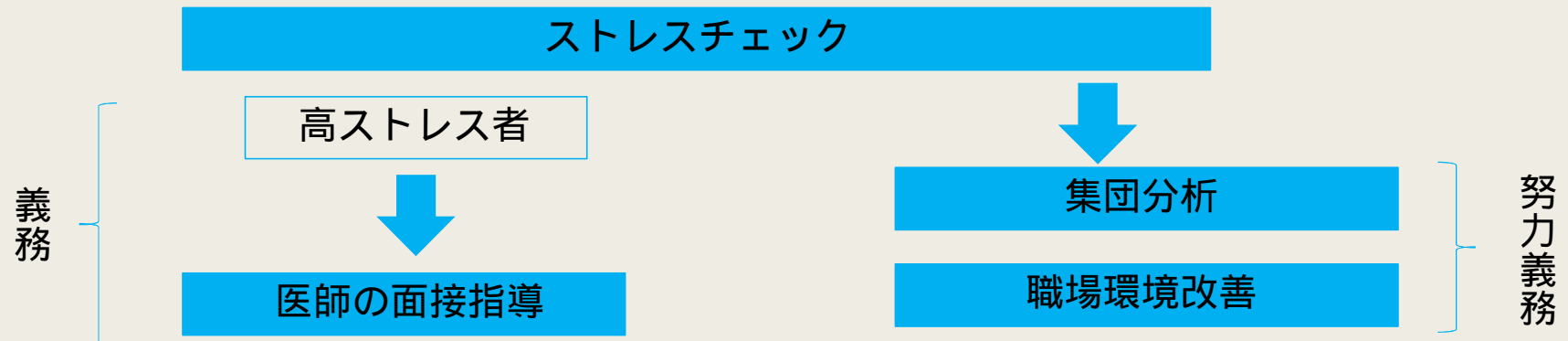
(2) 改正のポイントについて

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、**ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務**付けられた

小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に則したストレスチェックの実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進める予定

【ストレスチェック制度の流れ】 交付後3年以内に政令で定める日から施行



(3) 改正のポイントについて

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性が及び有害性情報の通知制度の履行確保

化学物質の譲渡・提供時におけるSDSの交付違反に対する罰則が設けられ、

内容変更の際の再通知についても義務化 交付後3年以内に政令で定める日から施行

(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知 令和8年4月1日施行

(3) 個人ばく露測定の精度担保 令和8年10月1日施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して行う個人ばく露測定が
作業環境測定の一部として位置づけされ、有資格者が行うこととなった

～その他～

令和5年4月1日から順次施行されている自律的な管理を基軸とした
新たな化学物質管理についても対応が必要！！

例えば、、、化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任(現場単位での選任が必要)

皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 等々



(4) 改正のポイントについて

4. 機械等による労働災害防止の促進等

- (1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し 令和8年4月1日施行
- (2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化 令和8年1月1日施行

5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進 令和8年4月1日施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが努力義務となった

今までガイドラインで示されていたものが指針で示されるようになった

どの地域でも高年齢労働者の労働災害が多発しており、特に転倒災害、

腰痛災害が毎年発生している 休業日数が長くなる傾向にある

再雇用等で初めての職種に従事する際は特に長い時間をかけた安全衛生教育が必要

中災防、地さんぽ等を活用して専門家による支援を受けることが可能

後述する補助金を利用できる場合がある



(5) 改正のポイントについて

6. 治療と就業の両立支援の推進

職場における治療と就業の両立を促進するために必要な措置を講ずることが努力義務となった

令和8年4月1日施行

がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分なく、就業をあきらめてしまうケースが少なくない

大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備する必要がある

両立支援に取り組んでいる全国の会社の事例がインターネット上に掲載されている

どの会社のメッセージを見ても、「人は財産」、「思いやりの気持ち大切」、「全員が安心して働くことができる職場作り」等の言葉で溢れかえっている。

新しい人材を確保することも大切だが、今いる優秀な人材を手放さないことも大切。

